

番 号	4 陳情第 6 号 (総務委員会付託)
受理年月日	令和 4 年11月22日
件 名	「消費税インボイス制度の実施再考を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情について
提 出 者	三鷹市所在 消費税廃止三鷹各界連絡会 代表 沢崎 郁夫
要 旨	
<p>(趣旨)</p> <p>2020年に発生した新型コロナウイルスによる影響で国民の仕事と生活は大きく変化し業種によっては廃業や倒産に追い込まれる企業が増加しました。今年はコロナ 3 年目となり感染予防に徹することで経済活動が再開され、景気上向きの兆しがある中でしたが、ウクライナ情勢や円安による物価高騰、また社会保障の自己負担の増加と消費税10%は私たちの仕事と生活にさらなる追い打ちをかけています。</p> <p>こんな状況下で政府は2023年10月から「インボイス制度」を導入しようとしています。インボイス制度は消費税の「ルール変更」であり、制度が導入されると消費税を支払う事業者は「仕入れ税額控除」をするために「インボイス登録をした課税事業者からの請求書」を受け取らなければ控除ができなくなります。</p> <p>現行制度では売上げ1,000万円以下の事業者は消費税の支払いが免除されていますがインボイス制度が導入されると、取引先にインボイス請求書を渡さないといけない事例が発生します。インボイス登録は任意のものと言われてはいますが、取引先との関係を継続するためには「インボイス登録をして、課税事業者になること」を半ば強制的に選択せざるを得ないのです。この制度は、売上げ1,000万円以下の免税事業者も消費税課税業者になるかまたは取引から排除されるかの選択を迫られて廃業の危機につながる制度です。特例措置として制度導入 3 年～ 6 年間は、優遇措置を講じていますが制度を複雑化させることで現場での混乱はより避けられません。</p> <p>シルバー人材センター、建設業、タクシー業界、アニメ業界、フリーランスなど中小零細事業者に廃業、倒産など悪影響を与え、経済活性化にも反するインボイス制度について私たちは導入の見直しを強く求めます。</p> <p>(陳情事項)</p>	

1 消費税インボイス制度の実施の再考を求める意見書を採択し、政府に送付していただくこと